

「茶色い宝石[®]」物語による未病改善等に関する神奈川県と株式会社メタジェンとの連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社メタジェン（以下「乙」という。）は、地域の健康課題解決に向けて、便から分かる健康情報等を宝石として捉える「茶色い宝石[®]」物語によって、最先端科学を用いて科学的根拠を基に腸内環境（腸内細菌、代謝物質等）を制御する未病改善を連携・協力して実施するため、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、健康長寿社会の実現に向けて、甲と乙が緊密な相互連携により、「茶色い宝石[®]」物語により最先端科学を用いて科学的根拠を基に腸内環境を制御する未病改善等の推進を図り、もって県民の健康寿命の延伸に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 「茶色い宝石[®]」物語の情報発信等に関する取組
- (2) 腸内環境の見える化（未病指標等）に関する取組
- (3) ライフステージに応じた腸内環境の未病改善活動等に関する取組
- (4) 「茶色い宝石[®]」物語の最先端研究や商品等のイノベーションに関する産学公連携の取組
- (5) その他の取組に関する事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に規定する連携・協力事項の検討及び実施において知り得た相手方の秘密を協定の目的外に利用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙から、協定内容の変更を申し出たときは、協議の上、その変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第5条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一条件をもって1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲乙協議の上、協定を終了させることができる。

（疑義等の処理）

第6条 協定に定めのない事項又は協定の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年9月10日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

乙 山形県鶴岡市覚岸寺字水上 246番地2
株式会社メタジェン
代表取締役社長 CEO